

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
に休み
の日を
当日の
翌日と
する)

目 次

- ◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十九号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「総括主計員」の下に「統括税務専門員」を、「主計員」

の下に「・税務専門員」を加え、同表第三号中「・専門研究員」及び「・教婦」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条婦人児童課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 児童手当に関すること。

第三十四条を次のように改める。

(内部組織及び分掌事務)

第三十四条 次の表の上欄に掲げる県税事務所ごとに、それぞれ当該下欄に掲げる課等を置く。

鳥取県東部県税事務所	総務課 統括税務専門員
鳥取県中部県税事務所	総務課 統括税務専門員
鳥取県西部県税事務所	総務課 統括税務専門員

2 総務課及び統括税務専門員の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 県税に係る周知宣伝に関すること。
 - 二 県税に係る徴収金の調定、督促及び収納に関すること。
 - 三 過誤納金の還付又は充当に関すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、統括税務専門員の所管に属しない県税事務所の所掌事務に関すること。
 - 五 庶務に関すること。
- 統括税務専門員
- 一 県税に係る徴収金の賦課に関すること。
 - 二 県税に係る徴収金の減免に関すること。
 - 三 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
 - 四 納税貯蓄組合の指導に関すること。
 - 五 県税に係る犯則の取締りに関すること。

3 統括税務専門員を二以上置く場合におけるそれぞれの分掌事務は、当該県税事務所の長が総務部長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 家賃及び割増賃料を地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十五条の規定による口座振替の方法によつて納付しようとする者は、県営住宅家賃等口座振替依頼書（様式第十号の二）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃等納入通知書送付依頼書（様式第十号の三）を知事に、それぞれ、提出しなければならない。

様式第十号の次に次の二様式を加える。

様式第十号の二

収入
印紙

県営住宅家賃等口座振替依頼書

年 月 日

(取扱金融機関) 御中

団地名

住宅番号

入居者

㊤

(電話

)

住宅管理課所名

区分

家賃・割増賃料

県営住宅の(家賃・割増賃料)を口座振替の方法によつて納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記

- 1 口座振替開始日 年 月 日から
- 2 貴店が から納入通知書の送付を受けたときは、納入通知書に記載の金額を5の指定預金口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。
- 3 2による指定預金口座からの払出しに当たつては、当座勘定取引約定書の規定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳の提出をしないこととします。
- 4 指定預金口座の残額が振替日において納付金額に満たないときは、納入通知書をわたくしに送付してください。
- 5 指定預金口座

預金の種別	口座番号	(ふりがな) 名 義	取引印
普通預金			
当座預金			

備考 「住宅管理課所名」欄には、鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域内に所在する県営住宅の入居者にあつては土木部建築課と、倉吉市及び東伯郡の区域内に所在する県営住宅の入居者にあつては倉吉土木出張所と、米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域内に所在する県営住宅の入居者にあつては米子土木出張所と記載すること。

様式第十号の三

金融機関承諾印		県営住宅家賃等納入通知書送付依頼書		
口座番号		普、当	年 月 日	
納入通知書送付 先金融機関名		団地名	住宅番号	
取扱開始日	年 月 日から	入居者	(ふりがな) (電話) ㊟	
口座振替で納付 する家賃等	家 賃	割 増 賃 料	合 計	
	円	円	円	
<p>県営住宅の家賃等の納付について、口座振替の方法によつて納付をしたいので、わたくしあてに送付される納入通知書は、上記の金融機関あて送付してください。</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 殿</p>				

備考 この依頼書は、県営住宅家賃等口座振替依頼書を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。

附 則
この規則は、昭和四十六年九月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】